

規 程 1 - 0 1 号

制定日 平成 23 年 5 月 26 日制定

施行日 平成 24 年 4 月 1 日施行

一部変更 平成 25 年 2 月 7 日、同日施行 (第 1 3 条、4 3 条)

一部変更 平成 25 年 5 月 30 日、同日施行 (第 3 8 条)

# 定 款

公益社団法人山梨県獣医師会

# 公益社団法人山梨県獣医師会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山梨県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、獣医学及び獣医技術の振興・普及並びに動物の愛護及び適正な管理を図ることにより、公衆衛生の向上並びに動物に関する保健衛生及び愛護精神の向上並びに安全安心な畜産食品の生産振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病予防に資する事業
  - (2) 獣医学術・技能の研鑽・向上並びに調査研究に関する事業
  - (3) 公衆衛生の向上に資する事業
  - (4) 動物愛護及び適正管理に関する事業
  - (5) 獣医業の啓発普及、相談に関する事業
  - (6) 会員相互の親睦及び会員に対する福利及び厚生に関する事業
  - (7) その他、この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、山梨県内において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した山梨県内に居住又は就業する者で、獣医師免許を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人又は団体で理事会において承認されたもの
- (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、理事会の推薦

により総会で承認されたもの

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格取得）

第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める様式の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用を負担するため、正会員は、総会において別に定める費用（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前条の場合のほか、会員は、つぎのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- （2）総正会員が同意したとき。
- （3）当該会員が死亡し、又は失踪宣告をうけたとき。
- （4）この法人が解散し、若しくは破産手続き開始の決定をうけたとき。
- （5）当該会員が獣医師資格を喪失したとき。

（拠出金の不返還）

第11条 退会し、又は除名され、若しくは資格を喪失した正会員がすでに納付した会費等の納付金は返還しない。

## 第 4 章 総 会

### (構成)

第 1 2 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第 1 3 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 入会金及び会費の額並びに納入方法
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第 1 4 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法第 39 条に規定する定時社員総会とする。

### (招集)

第 1 5 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分に 1 以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の 1 週間前までに、正会員に対して法人法第 39 条 4 項の規定に従い必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、法人法第 38 条第 1 項 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の 2 週間前までに通知を発する。

(議長)

第16条 総会の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるとき、または欠けたときには、出席理事の中より総会の決議より選定する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなくてはならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2人以内を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

5 第3項の副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選任の方法は総会で定める。

第22条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係があるものの合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他の特殊な関係があってはならない。

(理事の資格等)

第23条 法人法65条第1項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に規定する者は、理事又は監事になることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令又は定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令又は定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、会長を補佐する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会並びに重要な会議に出席し意見をのべること。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、これを総会及び理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事会の決議による監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を、監事の候補者を示して総会に提出すること

に対し異議を述べることができる。

- 6 監事は、会長に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を、監事の候補者を示して総会に提出することを請求することができる。
- 7 その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。
  - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬)

第28条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (役員旅費)

第29条 この法人の役員及び三学会幹事が会務のために旅行したときは、総会において別に定めるところにより旅費を支給することができる。

#### (相談役)

- 第30条 この法人に、任意の機関として若干名の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は次の職務を行う。
    - (1) 会長の相談に応ずること。
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
  - 3 相談役を選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 4 相談役の報酬は、無報酬とする。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 3 1 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第 3 2 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 3 3 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 3 4 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対しその理事会の招集の通知を発しなくてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会の招集の手続きを経ることなく開催することができるものとする。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長に事故あるとき、または欠けたときには、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第 3 6 条 次の事項は理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 総会において理事会に委託した事項
- (4) 狂犬病予防部会、小動物部会、産業動物部会の設置運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席して、その過半数を持って行う。

(決議の省略)

第 3 7 条 前条第 2 項の規定にかかわらず理事が、理事会の決議の目的である



事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 専 門 部 会

(専門部会の設置)

第39条 この法人の目的達成のため次に掲げる専門部会を設置することができる。

- (1) 狂犬病予防部会
- (2) 小動物部会
- (3) 大動物部会
- (4) 農政部会
- (5) 公衆衛生部会
- (6) 農業共済部会
- (7) 団体等部会

2 専門部会の組織及び事業等運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が部会規約に定めるものとする。

## 第 8 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第41条 この法人に財産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなくてはならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を計算し、前条第2項4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第46条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入を持

って償還する短期借入金を除き、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

- 2 この法人が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的財産額に相当する額の財産を、当該公益法人認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 1 0 章 任意の組織

### (委員会の設置等)

第 5 2 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議によって正会員のうちから、選任する。
- 3 委員の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (三学会幹事)

第 5 3 条 この法人に、日本産業動物獣医学会幹事、日本小動物獣医学会幹事、日本獣医公衆衛生学会幹事（以下「三学会幹事」という。）をおく。

- 2 三学会幹事の選任及び解職については、理事会の決議により会長が別に定める。
- 3 三学会幹事に関し必要事項は、三学会の決議により別に定める。

### (事務局の設置等)

第 5 4 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局職員は、会長がこれを任免する。
- 3 事務局長は理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局職員の就業規則、給与規定等については会長が理事会の決議を経て別に定める。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 1 1 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第 1 2 章 補 則

### (委任)

第 5 6 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする
- 3 この法人の最初の会長は佐藤忠敬、副会長は宮本讓治、渡辺賢次とする。

平成 22 年 12 月 9 日 理事会承認

平成 23 年 5 月 26 日 総会決議

附則

(施行日)

この定款は、平成 25 年 2 月 7 日より施行する。

附則

〈施行日〉

この定款は、平成 25 年 5 月 30 日より施行する。